

「令和4年度 介護老人保健施設(増床) 整備事業者公募」に関するQ&A

令和3年11月2日掲載分

No	質問事項	回答
1	<p>提出書類「法人概要」について</p> <p>当法人は複数の都道府県に渡り、複数の施設を有しているが、法人概要(5)公的機関からの補助金および(6)指導監査結果書類は、増床を計画している介護老人保健施設1施設分という認識でよいか。 または既存の法人施設全拠点を指すものか。</p>	<p>(5)公的機関からの補助金等については、増床を計画している介護老人保健施設分のみ提出してください。</p> <p>(6)指導監査結果書類については、以下に該当するものを全て提出してください。該当する提出物がない場合は、その旨を報告してください。</p> <p>①<u>既存の全介護保険施設分</u> …平成28年12月11日以降に通知されたもの。 介護保険法に規定する勧告・命令・指定の取消等に限る。 指導監査結果通知書または指導・処分通知書を提出。</p> <p>②<u>法人分</u> …社会福祉法に規定される社会福祉法人のみ。 (医療法人の場合は提出対象外) 指導監査結果通知書および改善状況報告書を提出。</p> <p>③<u>既存の介護老人保健施設のうち、直近に受検した施設分</u> …増床計画施設以外も含めた既存の介護老人保健施設のうち、直近に指導・監査等を受けた施設のもの。 指導監査結果通知書および改善状況報告書を提出。</p>
2	<p>提出書類「事前協議報告書」について</p> <p>増改築の必要がなくベッド、家具など必要物品購入のみで増床が可能であるなど、関係法令上の問題が出ないことが想定される場合に提出を省略できるか。 または各機関と協議し問題ないことを確認した旨の記載が必要か。</p>	<p>関係法令において支障がない場合は、省略可能です。</p>